

電子契約に係るQ&A

	Q	A
1	契約締結後に提出する着手届や現場代理人・主任技術者通知書、工程表、前払金請求書などの書類は、従来通り紙での提出でしょうか？ 契約書については印紙や製本の手間が不要になる点は助かりますが、契約の関係書類はこれまで通り紙提出となると持参の手間は変わらないと感じています。 メール提出等にしていただく予定はありますか？	着手届や現場代理人・主任技術者通知書、工程表については、電子契約システムを通じての提出は想定しておりませんが、押印を省略しての提出自体は可能ですので、各担当課に確認いただいてメール等での提出をご検討ください。 前金払請求書についても、押印省略可能ですが、請求書に電話番号の記載が必要となりますので、ご注意ください。
2	電子契約を希望の場合、電子契約申出書提出をメールにて提出する旨をご教示いただきましたが、それに伴い配置技術者選任通知書、業務工程表及び請求書等書類の提出方法についてもご確認させていただけますでしょうか。 よろしくお願いいたします。	前述した回答(Q1)のとおり、押印を省略しての提出自体は可能ですので、各担当課に確認いただいてメール等での提出をご検討ください。